

最高裁判所第5回「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」
に対する意見書

2013年（平成25年）9月12日
日本弁護士連合会

最高裁判所が本年7月12日に公表した裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（以下「第5回報告書」という。）について、当連合会の意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 社会的要因の分析において、社会に潜在的な紛争が多数存在することが、感覚的議論ではなく客観的な調査の裏付けを伴って指摘され、社会の変化や基盤整備の状況によってはそれらの紛争が顕在化し、その少なからぬ部分について、司法的解決が必要となる可能性があることが説得的に述べられている。裁判所に持ち込まれる事件数増加の可能性を示唆するものであり、それが実証的に示されたことは大きな意義がある。
- 2 しかし、これらの潜在的紛争は、現状のままで自然に顕在化するものではない。

これらを司法による適正な解決のルートに乗せるためには、法的アクセスの容易化など第5回報告書で指摘されている諸要因の検討が必要であることはもとより、当連合会が主張してきたとおり、司法の中核であり紛争解決の受け皿の中心となる裁判所について、紛争の複雑化、先鋭化、多様化への対応を含め、本庁のみならず支部、簡易裁判所、家庭裁判所も含めたより一層の基盤整備を図り、紛争解決における裁判所の役割を強化することが重要かつ不可欠である。

- 3 裁判の迅速化に関する法律第3条・第4条・第8条第2項に基づき、法の施行後10年を経過した今、国は、最高裁判所の一連の検証結果を適切に活用して、裁判所の人的物的態勢の整備をはじめとする司法基盤整備をより一層推進する抜本的な施策を策定・実施し、政府は、その実施のために必要な法制上、財政上の措置を速やかに講じるべきである。
- 4 裁判所の態勢整備に加え、ADRなど多様な紛争解決手段の整備、証拠・情報収集手段の拡充、集合的権利訴訟制度の導入・整備など紛争解決のプロセスの充実、弁護士費用保険や民事法律扶助などコスト面の制度整備を合わせたより広い観点から紛争解決制度全体の整備・強化を図っていく必要がある。
- 5 最高裁判所は、5回にわたる検証報告について、その当否も含めた関係各界

における検討結果を踏まえて、これを裁判実務に適正に反映させるとともに、今後も裁判の適正・充実に重点を置いて、全国の実情調査を含めたきめ細かい検証を継続的に実施すべきである。

第2 意見詳論

1 迅速化法の制定

(1) 裁判の迅速化に関する法律（以下「迅速化法」又は単に「法」という。）は、平成15年7月9日に成立し、同年7月16日に公布・施行された。

「第一審を2年以内のできるだけ短い期間内に終わらせること」等を規定し、かかる目標の実現は充実した手続の実施とこれを支える制度・体制の整備により行われるものとされた（法第2条）。

(2) また、国、裁判所、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）、当事者など、迅速化の担い手の責務を定めるとともに（法第3条ないし第7条）、最高裁判所（以下「最高裁」という。）に対して、迅速化の状況につき検証し、その結果を2年毎に公表することを義務づけた（法第8条）。

(3) これに対し日弁連は、迅速化法の審議過程において、「適正・充実」と「迅速」が同時に実現されるべきものであり、民事裁判においては国民の権利・利益が充実した審理により適正・迅速に実現され、刑事裁判においては被告人の権利が保障され、適正で充実した審理を通じて迅速に事案の真相が解明されることが最も重要であると主張した。

(4) その結果、迅速化法案は衆議院で修正され、「公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠である」（法第1条）、「裁判の迅速化は、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする」（法第2条第1項）、「この制度及び体制の整備は、訴訟手続その他の裁判所における手続の整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所及び検察庁の人的体制の充実、国民にとって利用しやすい弁護士の体制の整備等により行われるものとする。」と定められ、司法制度改革のための基盤整備法として位置づけられた（法第2条第2項）。

(5) 国は、この迅速化を推進するために必要な施策を策定・実施する責務を負い（法第3条）、政府は、その施策を実施するために必要な法制上又は財政上等の措置を講じなければならず（法第4条）、最高裁の検証結果は、上記国の施策の策定・実施に当たって適切に活用されるべきものであるとした（法第8条第2項）。また、政府は、迅速化法の施行後10年を経過した場合において、同法の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果

に基づいて所要の措置を講ずるとする附則第3項を置き、同法の施行後10年が施策に向けた一つの節目とされた。

2 第5回報告書の位置づけと日弁連の取組

- (1) この10年間、5回の報告にわたる迅速化検証で、最高裁は、第1回、第2回において客観的統計データの収集に基づく長期化要因の仮説的考察、第3回では裁判の長期化要因の具体的な分析を行い、第4回では長期化要因を解消し裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策を検討した。
- (2) 今回の第5回報告書は、第4回報告書に続く一連の多角的な検証の一環として、主に裁判手続外に存する諸要因（社会的要因）の分析を行ったものであり、第3回、第4回と併せて、裁判の一層の充実・迅速化に向けて、司法の内部に存在する問題点と、その外の社会に広く存在する要因とを、これら3回の報告で総合的に分析した一連の報告であると位置づけられている。かかる第5回報告書の公表により、過去4回の報告と合わせて、迅速化法が予定した10年間による迅速化検証が一巡したことになる。
- (3) 第1回報告書公表の直近である平成16年（ただし第1回の調査対象期間は同年4月1日から12月31日まで）の既済民事事件について、第1審における審理期間は平均で8.3ヶ月であり、全体の約94%が2年内に終了していた。

その後の各報告書の統計データでも数値に大きな変化はなく、今回の第5回（平成24年1月から12月）ではそれぞれ7.8ヶ月（ただし過払金返還請求事件の影響を取り除くため事件票の事件類型から「金銭その他」を除いた場合は8.9ヶ月）、95.1%（同93.4%）となった。このように、迅速化法の制定により2年内の審理が強く意識されるようになった10年間でも大きな差異を生じない結果となり、当初から既に、相当程度まで裁判は短縮化していたことが数値上からは窺える。ただし、事件数が急増した期間があるにもかかわらず永年にわたり審理期間に大きな変化のない背景に、人証調べや検証の制限など審理の適正・充実が脅かされている面がないかは常に慎重に見極める必要がある。

- (4) 日弁連では、5回にわたる検証報告に対して、「迅速」の観点に偏ることに一貫して反対ないし慎重意見を唱え、迅速な裁判は国民の権利保護に重要であるが、あくまで適正かつ充実した審理に支えられたものであるべきこと、審理期間の短縮に目を奪われた「拙速な審理」は国民の裁判を受ける権利を

損なうものであって、国民が審理充実の裏打ちのない「迅速化」を望んでい
るとは考えられないことを指摘してきた。

- (5) また、迅速化法が求める「公正かつ適正で充実した手続の下での迅速な裁
判」は、司法制度の整備及び裁判所その他司法をめぐる人的・物的基盤の整備
によって達成されるべきこと、迅速化法はそのために政府に対して必要な施
策を策定し実施すること、法制上・財政上の措置を講じることを義務づける
基盤整備法であることを強調してきた。
- (6) 第5回報告書が第3回及び第4回報告書から続く一連・一体の検証として
理解されるべきことに鑑み、以下では、上記視点に立って、第3回報告、第
4回報告に再度言及したうえで、第5回報告書について述べる。

3 第3回報告書と日弁連意見

- (1) 第3回報告書（平成21年7月公表）においては、第1回、第2回報告書
で示された客観的統計データと、審理期間の長期化要因や背景事情について
の仮説的考察をもとに、統計分析に加え、裁判官ヒアリングや弁護士ヒアリ
ングの結果等から、長期化要因について実証的に踏み込んだ分析検討が行わ
れた。長期化要因として①主に争点整理の長期化に関連する要因、②主に証
拠収集に関連する要因、③専門的知見を要する事案に関連する要因、④裁判
所・弁護士の執務態勢等に関連する要因の4つに大別し、各要因の背景にあ
るより具体的なレベルの要因を抽出した。
- (2) このうち、争点整理が長期化しがちな類型として①争点多数・当事者多数
の事案、②専門的知見を要する事案、③先駆的で複雑困難な問題を含む事案
(いわゆるハードケース)が指摘され、これらの事案に対応するには、個々
の裁判官が多忙に過ぎることや裁判官の絶対数が不足していることなど、裁
判所の人的・物的態勢の整備の必要性が浮き彫りになった。
- (3) 証拠収集に関連する要因として、証拠偏在、個人情報の問題、刑事事件記
録、労働災害調査等の資料の利用制限などが指摘され、文書提出命令の提出
義務、文書送付嘱託や弁護士法第23条の2に基づく照会に対する回答拒絶
の問題も指摘された。
- (4) 専門的知見を要する事件については、専門部の設置や合議体による審理を
活用し裁判体の能力を向上させること、弁護士側にも、当該分野に習熟した
弁護士が、専門的知見をサポートする態勢を確保した上で事件を担当した場
合に迅速な事件処理ができている事例があるとされた。
- (5) 裁判所の執務態勢等に関する長期化要因として、①裁判官等の不足により、

裁判官等が多数の事件を抱えて繁忙な状態にある可能性があること、②専門的知見の取扱いや法的調査のための態勢が不足している可能性があること、③合議体による審理の活用が不足している可能性があること、④法廷等の物的態勢の不足等が指摘された。

(6) これらに対し、日弁連では、証拠収集制度の不備が審理の適正充実、迅速化を妨げることは明らかであり、証拠偏在、文書提出義務、回答拒絶などの問題の改善と、証拠収集制度の整備強化に取り組むべきことを述べた。また、専門的知見を要する事件について、専門部や集中部による審理が実施できるのは都市部の本庁に限られるため、当事者が専門部、集中部まで出向くための重い時間的・費用的負担は、ときに裁判所での解決の断念につながっている可能性もあり、国民の裁判を受ける権利の保障に背馳する懸念があることを指摘した。

また、第3回報告書が裁判所の執務態勢も長期化要因となっている可能性に自ら言及したことは注目すべきことであり、人的物的基盤整備の重要性を重ねて強調した。

4 第4回報告書と日弁連意見

(1) 第4回報告書（平成23年7月公表）は、第3回報告書で指摘された長期化要因について継続的に検証するとともに、第3回報告書の公表後に実施された全国実情調査で寄せられた各地の裁判官、弁護士の意見に基づいて「制度、運用面」、「裁判所、弁護士の態勢面」に分け、改善のための施策を提言した。

(2) 第3回報告書の統計では、第一審での審理期間が2年以内の裁判は全体の事件数の約96.4%となっており、迅速な裁判は相当程度まで達成され、第4回報告書で調査、集計された概況においてもその動向は基本的には同じであった。そのため第4回報告書は、現行制度を前提とした迅速化は相当程度達成されたとの認識に立ちつつ、施策として、負担が著しく増している大規模庁を始めとする裁判所の態勢拡充や、訴訟手続に内在する諸要因への対応策などを提示した。その中には、争点整理手続の段階化による主張立証の早期提出の促進や、失権効、法廷侮辱（司法妨害）などの提言も含まれていた。

(3) 第4回報告書は、2年以内の迅速な裁判はほぼ達成されたといつても、大規模庁への集中や、困難な事件の増加で審理期間の短縮化にも限界が見えておりとして、既存の制度を前提にしたまま運用面の改善方策のみで裁判の適正・充実・迅速化を進めることは、困難な状況になりつつあるとも述べた。

裁判官の手持ち事件の増加や事件の複雑困難化による繁忙度の増大が、審理の迅速化や判断の適正、充実化にとってマイナス要因となることを認め、充実した迅速な事件処理を行うために裁判官の手持ち事件数を減らして時間を作り出すことの必要性を指摘する検討会委員の意見や、大規模庁において事件数の急増と複雑困難事件の増加により裁判官の繁忙度が著しく高まっている実情等を受け、「継続的に相応の裁判官の態勢拡充を図る」とした。

(4) これに対して日弁連は、平成23年9月16日付「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第4回）に対する意見書」において、第4回報告書は大規模庁における繁忙度の軽減、手続の効率化に視点が偏り過ぎており、大きく裁判所そのものの司法機能を強化する施策の検討に踏み込む姿勢が弱いとして、裁判官非常駐支部の解消を始めとする、国民が全国のどこにいても適正かつ迅速に法的正義を求めることが可能となる司法基盤の整備、拡充を目指す姿勢を求めた。また、争点整理手続の段階化や、失権効、法廷侮辱（司法妨害）などの提言には、制裁的要素の下に手続の効率化を志向するものであるとして反対ないし慎重意見を述べた。

5 第5回報告書の概要

- (1) 第4回の報告は、今後の検証作業では、裁判手続に内在する要因、態勢面における要因に加えて、裁判外の社会的要因にも考慮を及ぼして、真に実効性のある裁判の適正、充実、迅速化につなげたいとしたが、その裁判外の要因についての総合的な検証結果が公表されたのが、この第5回報告書である。
- (2) 第5回報告書は、裁判のあり方に影響を与える裁判手続外の「社会的要因」を検討するため、裁判外での紛争処理の実情について多角的検証を行うこととし、地域性の異なる複数の地区を訪問して業務の実情を聴取する国内実情調査、関係分野の専門家からのヒアリング調査、専門家へのインタビュー調査、諸外国の実情調査を実施した。これらの調査の結果を踏まえて、第5回報告書は、概ね次のように指摘している。
 - ① 法的アクセスが不十分であること、法的解決の時間的経済的負担、法的解決を躊躇する意識等の要因もあって、法的解決を必要とする紛争が、各種相談機関に持ち込まれることなく広範にわたって社会に潜在化している実情が窺われる（多数の潜在的法的紛争の存在）。
 - ② 他方、急速な少子高齢化の進行、地域コミュニティの弱まり等の社会の変容、法的解決を躊躇する意識の変化、法的アクセスの容易化の進展等が認められ、「法的紛争一般の動向」としては、今後、法的紛争の顕在化・増

加が見込まれ、かつ、法的紛争が複雑化・多様化・先鋭化する可能性がある。

- ③ 裁判外での紛争処理の全般的動向として、相談機関の活動、民間・行政型ADRの動向、弁護士費用保険制度等の状況を見ると、民間・行政型のADRは専門性の高い分野や行政との関わりが強い分野などで発展が見られるものの、裁判所の民事・家事調停を中心とする司法型ADRの役割が依然大きく、一般的なADRは必ずしも浸透しておらず、家事紛争を対象とする民間・行政型ADRは直ちに拡充する状況になく、特定分野に対応するADRも一部を除いて未整備である。
- ④ 医事紛争に関しては、医師賠償責任保険が広く浸透しており、支払原資の確保などを通じて医事紛争の解決に大きな役割を果たしている。また、産科医療補償制度、医薬品副作用被害救済制度など無過失補償制度の整備も紛争解決の動向に重要な影響を与えている。
- ⑤ 建築紛争に関しては、住宅性能表示制度と建築ADRのリンクによる裁判外での解決手段の拡充、住宅瑕疵担保責任保険加入等の義務付けによる被害の実質的救済の確保、任意保険では中古住宅売買やリフォーム工事を対象とした保険商品の販売も開始されるなど、紛争解決制度の整備が進んでいるが、その運用は始まったばかりで、未だ利用拡大への途上にある。
- ⑥ 保険は賠償金の支払確保により裁判外での紛争解決を促進し、紛争解決のプロセスにおいて大きな役割を果たしており、多様な分野へさらに浸透することが望まれるが、反面で、回収リスクがないため訴訟提起を促進する可能性もあり、保険の普及が法的紛争の動向に与える影響は慎重な検討を要する。
- ⑦ 高齢化の進行により遺産紛争の増加は避けられない。少子化・核家族化による世帯の縮小、高齢者への資産偏在、家族観や家族規範の多様化は、親族間の対立を先鋭化させるものと考えられる。遺言書の検認や公正証書の作成も増加しているが、遺産紛争の予防ないし複雑化・先鋭化防止の取組はなおも途上の段階にあり、増加、複雑化、先鋭化が見込まれる遺産紛争の解決には、家庭裁判所の役割の重要性は一層高まるものと考えられる。
- ⑧ 裁判所においては、裁判外の制度等が形成される前提として、社会的影響の大きな判断を求められる紛争について質の高い判断を示すことが求められ、裁判外の制度等が創設された後も新たな問題について制度運用に資する基準を提供するとともに、裁判外での解決が困難な事件を適切に解決していくことが求められる。

- ⑨ 事件の顕在化による法的紛争の増加に対応するための民間・行政型ADRが必ずしも十分に浸透していない現状では、民事調停の一層の充実が必要である。また、家事事件では家庭裁判所が紛争解決の中核を担い続けることが見込まれ、遺産紛争の予防や先鋭化防止の取組がまだ途上であることからすれば、事件処理の負担が増大していくことは避けられない。
- (3) これらを踏まえて、第5回報告書は、裁判所には、運用改善等の努力に止まらず、裁判所の基盤整備を含めた態勢面の施策も着実に実現していく必要があるとしている。

6 第5回報告書の評価

- (1) 社会的要因の分析を通じて、未だ多数の法的問題が司法の解決のルートに乗せられずに潜在化していると考えられること、それらが社会の変化とともに内容もより困難・先鋭化する可能性、今後それらが顕在化して、司法による解決を必要とする紛争が増大する可能性が指摘された。そのために、今後も裁判所の基盤整備を進める必要性、更に、ADRの整備など紛争解決手段の強化・多様化を含めた全般的な基盤整備の必要性に言及したことは有意義である。今回の社会的要因に対する実証的で広汎な分析結果は、司法の手続・制度面の問題点を検討する上でも示唆に富む資料となるものである。
- (2) 裁判所が、全国のどこでも、どのような紛争でも適正かつ迅速に解決する容量と態勢を整えていることは、単に紛争当事者の権利保護に資するだけではなく、法治国家として不可欠な社会基盤でもある。第5回報告書では言及されていないが、国民が裁判所での解決を回避・躊躇し、裁判手続による解決が意識されないままに放置され、紛争が沈潜化するのは、裁判所の基盤整備が未だ不十分であることもその要因の一つと考えられる。この10年で、迅速化法第2条第2項の求める体制整備中、「法曹人口の大幅な増加」につき、弁護士人口は大幅に増加したが、「裁判所及び検察庁の人的体制の充実」については、決して十分であるとは言えない。
- (3) 小規模な紛争の顕在化・増加の可能性が指摘され、民事調停の充実が必要とされるが、小規模な民事紛争は企業間の紛争などとは異なり小規模地方都市、過疎地、離島等の住民すべてが直面し得る問題であり、裁判官非常駐支部の解消をはじめとする支部問題の重要性をあらためて指摘しておきたい。また、必ずしも小規模な案件に限らず、訴訟になじみにくい内容の案件や、訴訟提起を避けて民事調停で解決の糸口を探る案件も多い。このような紛争の顕在化、増加に対応するためには、全国すべての国民の法的紛争解決の要

請に応えるべく、地裁支部機能だけではなく簡易裁判所の充実も不可欠であり、全国規模での支部、簡易裁判所の機能強化など、総合的な基盤整備（裁判官・書記官の増員、物的施設の拡充、調停委員の態勢強化）を強く推進すべきである。

- (4) 上記要請に応えるためにも、司法型ADRとして民事調停手続の機能を高めることは、極めて重要である。

民事調停には、柔軟な紛争解決制度としての役割・期待があり、今後それが高まることが予想されるが、民事調停法第17条決定の活用のあり方や、調停委員会による裁定的な機能など運用に関する重要課題について、検討を進めるべきである。

- (5) 急増する家事紛争への対応として、司法型ADRである家事調停を始めとする家庭裁判所の機能の充実が必要である。切実な私的事項や個人的事情の強い家事事件では、民間・行政型ADRが発達しにくく、今後も、国民の解決手段の選択が家庭裁判所に集中する傾向が続くと予想される。そのため、家事事件については家庭裁判所が紛争解決制度の中核を担い続けることになるが、本庁、支部を問わず、件数の増加や先鋭化による家庭裁判所の負担増は既に明らかであって、このままでは家庭裁判所が適正に紛争解決することが困難になる懸念があり、裁判官、調停委員の増員などの基盤整備・機能強化は急務である。

- (6) 交通事故に限らず、医事紛争、建築紛争においても保険制度が紛争解決に大きな役割を果たしていることが明らかになったが、保険制度を通じた紛争発生予防、解決内容の実効性の確保は法的紛争の動向に大きく影響するだけではなく、広く国民全体の被害救済・権利保護の実効化の観点から今後、その検討・浸透が望まれる。また、係争利益の多寡にかかわらず、紛争の解決について法的な権利擁護システム・支援が受けられる仕組みの必要性は変わらないのであり、その観点からは、民事法律扶助の拡充、弁護士費用保険（権利保護保険）の整備なども不可欠である。

- (7) 第5回報告書は、裁判所とADRの役割分担的な発想から、紛争解決手段の多様化に言及している。民間型ADRについて拡充活性化を図り、紛争解決の重要な選択肢の一つとする取組は重要であり、紛争解決手段の多様化は、不適切な状態に放置される紛争を減らし、紛争の種類・内容に応じて迅速な解決を図る機能の強化につながる。しかし、ADRには財政上の問題を含めた運営上の基盤が不可欠であり、現状では、直ちに全国どこでもあらゆる紛争にADRが対応できる状態にはない。ADRの検討にはこうした視点が不可欠

であり、それを抜きに専ら裁判所の負担軽減という観点から、紛争をADRへアウトソーシングする思考に陥らないよう留意する必要がある。

7 今後に向けて

- (1) 最高裁による検証報告は、裁判所内部の案件別の要因を分析し、制度面・態勢面にも多くの指摘や提言をした上、今回の第5回報告において裁判手続外の社会的要因からの分析をし、これらを一連のものとして膨大な統計データと多くの分析結果を蓄積したものであり、有意義かつ貴重な資料である。
- (2) 10年間、5回の報告書公表にわたる検証を経た今、法第3条・第4条・第8条第2項により、その検証結果の適切な活用を図り、司法基盤整備をより一層進めるべく、政府にその施策実施に必要な諸措置を講ずるよう求めて、これらを実現していかなければならない時期である。しかるに、第5回報告書においては、抜本的改善の必要性を直截に打ち出した記述に乏しい。10年間の成果を活かしてどのような改革を行い、国にいかなる整備を求めていくのか、今後の活動がきわめて重要であり、法の求めた検証の真価が問われることになる。より一層の基盤整備に向けた強い姿勢を示すのでなければ、これまでの5回の検証の意義が生かされず、第5回報告は社会一般の現状観察にとどまるものとなってしまう懸念がある。
- (3) 検証を経てきた10年間、弁護士数は大幅に増加してきたが、過払金事件など特殊な類型や要因を除いた一般民事事件の新受事件数は増加していない。弁護士数の増加のみでは、潜在化した紛争を適正な解決のルートに乗せる原動力たり得ていないのである。裁判所の態勢・機能強化に加えて、証拠・情報収集手段の拡充、集合的権利訴訟制度の導入・整備など紛争解決のプロセスの充実、司法型・行政型のみならず民間型を含めたADRなど多様な紛争解決手段の整備、賠償責任保険による救済の実効化、民事法律扶助の抜本的拡充、弁護士費用保険（権利保護保険）など解決コスト面の制度整備・拡充を合わせた紛争解決制度全体の整備・強化を速やかに進めるべきである。
- (4) 第5回報告書が指摘する「潜在化している多数の紛争」の存在は、実証を伴わない形では以前から指摘されていた。今回の検証報告を具体的な成果につなげるためには、潜在化しているというだけではなく、さらに、潜在化している紛争とは具体的にいかなる問題・紛争なのか、それらは、なぜ司法による解決のルートに現れてこないのか、逆にこれらが顕在化した場合、裁判所をはじめとする紛争解決の諸制度に、どのような課題が生じるかを検討することも必要である。

- (5) さらに、行政が担っている分野（福祉、高齢者・障害者等への支援等）の中には、成年後見の申立てや包括委任契約など弁護士の関与が適切なケース、早期に司法的対応を図ることが必要とされるケースもあり、それらの対応が適切になされれば紛争の防止、複雑化・先鋭化の抑制につながる。そのためには、司法・法曹と行政との協働・連携を図る取組、法律相談のアクセスポイントの強化なども検討すべきである。
- (6) このほか、潜在化するなどして不適切な状態に置かれる紛争には、紛争性が強まる前より早い段階で、社会の中に受け皿があれば收拾が図れるものがあると考えられ、紛争の防止や初期段階での收拾を図る仕組みの検討も有用であろう。さらに、法教育の一層の充実・普及も、社会全体として適正に紛争発生を防止し、あるいは初期段階での解決を促進することに資するといえる。
- (7) このように、多角的な検証を経ることにより、法的な紛争解決のあり方についても、裁判所の人的物的基盤の拡充を中心とし、あわせて裁判手続、裁判外の紛争解決手続を多様で使いやすく充実したものとする多角的な制度整備・強化を図るべきであることが明らかになった。

国及び最高裁は、迅速化法の精神や、10年にわたる検証の成果に鑑み、速やかに、裁判所の人的物的態勢の整備をはじめとする司法基盤整備をより一層推進すべきであり、政府は、その施策実施に必要な法制上財政上の措置を講じるべきである。

また、諸基盤整備、制度の改善、新たな課題の発見は、社会的諸要因の動向も含めた適切な現状把握を続けることを抜きにしては実現できないものであり、最高裁は、引き続き裁判実務の動向を不斷に注視し、全国的な実情調査を含めた検証を、今後も継続して実施すべきである。

以上